

議第28号

控訴の提起について

市は、市を被告とする療養費支払請求事件の判決に対して、次のとおり控訴を提起する。

令和2年3月26日提出

檀原市長 亀田 忠彦

1 当事者

控訴人 檀原市

被控訴人

[Redacted]

2 控訴により変更を求める判決

奈良地方裁判所平成30年(行ウ)第14号療養費支払請求事件について同裁判所が令和2年3月12日に言い渡した判決

3 控訴の要旨

市は、次に掲げる判決を求める。

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人らの控訴人に対する請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人らの負担とする。

4 本件に関する取扱い

- (1) 控訴審判決の結果必要があるときは、上告することができる。
- (2) 控訴審において必要があるときは、控訴の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは控訴を取り下げることができる。

理由 控訴を提起することにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの